

ご家族の健康を守るために

被扶養者へ特定健診「受診券」を必ずお渡しください！

健康・福祉 担当

☎06-6941-3991

7月上旬より各所属所の組合員あてに被扶養者の方の特定健康診査「受診券」を送付しています！

- * 令和5年4月1日に被扶養者であり、年度末年齢が40歳~74歳の方
- * 短期組合員とその被扶養者の方は、10月上旬頃に送付予定です。



【受診券の有効期限 令和6年3月31日】(延長不可)



パート先等で健康診断を受診し、健診結果の写し・質問票・受診券をご返送いただいた方には、クオカード(1000円)をお送りします！

(詳細は受診券同封の案内文(P3)に記載しています。)

特定健診に関する詳細は右記当支部ホームページまたは受診券に同封している案内文をご確認ください。

HP【[公立学校共済組合 大阪支部](#)】で検索
手続きナビ→特定健康診査・特定保健指導の手続き
<お問い合わせ先>
[公立学校共済組合大阪支部 健康福祉グループ](#)



退職予定の方は今年度末(令和6年3月末)までにご申請を♪♪ 宿泊・食事で使える1万円分の施設利用券をお渡しします！！

健康・福祉 担当

☎06-6941-3991

対象の方に [ホテルアウィーナ大阪](#) 又は [花のいえ](#) で利用できる施設利用券1万円分を贈呈します！
* 令和5年度より対象者条件1の公立学校共済組合加入期間を「[通算25年以上](#)」から「[通算20年以上](#)」へ変更し、対象者の範囲が広がりました。

受給
対象者

当該年度内に退職予定の組合員であって、以下の条件を満たす方
1. 公立学校共済組合加入期間が通算20年以上であること(*)
2. 申請時点で大阪支部の組合員資格を有すること
※ 過去に結婚25周年・永年勤続(単身者)記念事業の施設利用券の交付を受けた方は除く。



申請方法

○長期組合員退職記念施設利用券交付申請書
○組合員証(健康保険証) <郵送申請の場合コピー可>
△返信用切手(414円) <郵送申請の場合のみ>

申請書の様式はこちら



申請期間

退職(資格喪失) 予定の年度中

退職年度時に公立学校共済組合加入期間が通算20年未満の場合又は大阪支部の組合員資格を有していない場合等であっても、その後、再任用等で組合員資格を再取得し、受給対象者の条件を満たした場合は申請可能

贈呈品

施設利用券10,000円分(5,000円×2枚) ※有効期間は、発行日から1年間

